

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により利用者が減少した県内公共交通の利用回復を緊急的に支援するため、次条に規定する者が行う第4条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業者であること。

ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に定める第一種鉄道事業を経営する者（鉄道の種類は、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第1号の普通鉄道に限る。）で、かつ、県内に本社を有するもの（以下「鉄道事業者」という。）

イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの（以下「バス事業者」という。）

ウ 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの（以下「タクシー事業者」という。）

エ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第2条第5項に定める国管理空港特定運営事業を経営する者で、かつ、県内に本社を有するもの（以下「空港運営会社」という。）

(2) 交付申請時及び実績報告時に前号に該当する事業を休止し、又は廃止していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、香川県公共交通利用回復緊急支援給付金の給付申請を行い、当該申請を取り下げている者は、補助金の交付を受けることができない。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、鉄道事業者、バス事業者及びタクシー事業者にあつては別表1の、空港運営会社にあつては別表2のとおりとする。ただし、別表3に掲げるものについては補助対象経費に含めることができない。

(補助金の算出方法等)

- 第5条 補助対象経費の限度額は別表4のとおりとし、補助率は10分の10とする。
- 2 補助額は、補助対象経費の限度額と補助対象経費の総額のいずれか低い額に補助率を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の規定により算出した補助額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、様式第1号に知事の定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

- 第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。
- 2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
 - 3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。
 - 4 知事は、令和3年4月1日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取り下げ)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第9条 補助対象事業者は、補助対象経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 3 補助対象事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

（交付決定の変更等の申請）

第10条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象事業の内容を変更しようとする場合。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ交付決定額に変更がない場合

イ 補助目的に関係がない細部の変更である場合

（2）補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（交付決定の変更等の決定）

第11条 知事は、前条の規定による変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、審査の上変更（中止・廃止）交付決定を行い、様式第4号により補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の変更（中止・廃止）交付決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

（契約等）

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

3 補助対象事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助対象事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとるものとする。

4 補助対象事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、県又は国から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助対象事業の運

営上、当該事業者でなければ補助対象事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 5 知事は、補助対象事業者が前項本文の規定に違反して県又は国からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前各項の規定は、補助対象事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 13 条 補助対象事業者は、第 7 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第 17 条の規定に基づく額の確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象事業者が知事に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第 1 項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第

19号) 第56条第2項の規定に基づき、収支命令者が支出命令書又は執行伺兼支出命令書を会計管理者又は所管の出納員に送付したときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第6号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第7号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。
- 3 補助対象事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、消費税及び地方消費税を控除して報告しなければならない。

(額の確定)

第17条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8号により補助対象事業者に通知する。

(補助金の請求)

第18条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第19条 知事は、前条の規定による請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 20 条 前条の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、第 7 条の補助金交付決定後、補助金を全額又は一部、概算払により交付することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、様式第 9 号による概算払請求書を提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 21 条 知事は、第 10 条第 2 号の補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助対象事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第 22 条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える機械及び重要な器具とする。

3 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省

令第 15 号) に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けず、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第 10 号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(帳簿書類の検査等)

第 23 条 知事は、補助対象事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助対象事業者に報告を求め、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類その他必要な物件を検査し、又は必要な指示ができるものとする。

(産業財産権等に関する報告)

第 24 条 補助対象事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助対象事業期間内に発願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第 11 号による「産業財産権等取得等届出書」を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第 25 条 知事は、補助対象事業者の補助対象事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助対象事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助対象事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第 26 条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表及び漏えいしてはならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対

象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他）

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 2 8 日から施行する。

別表 1 (補助対象経費) (第 4 条関係) 鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者

番号	補助対象事業※	補助対象経費
(1)	利用促進事業	「新しい生活様式」に対応して行う、車両の感染症予防対策、調査・実証、先進機器の導入、キャンペーン・イベントの開催など利用促進につながる事業の実施に要する経費
(2)	広報宣伝事業	「新しい生活様式」に対応した公共交通の、利用者に対する広報宣伝に要する経費
(3)	旅行商品企画・造成事業	「新しい生活様式」に対応した、新たな旅行商品の企画・造成に要する経費

※ 補助対象事業は、原則として県内向けに行うものに限る。

別表 2 (補助対象経費) (第 4 条関係) 空港運営会社

番号	補助対象事業※ 1	補助対象経費※ 2
(1)	利用促進事業	「新しい生活様式」に対応して行う、施設の感染症予防対策、調査・実証、先進機器の導入、キャンペーン・イベントの開催など利用促進につながる事業の実施に要する経費
(2)	広報宣伝事業	「新しい生活様式」に対応した公共交通の、利用者に対する広報宣伝に要する経費
(3)	旅行商品企画・造成事業	「新しい生活様式」に対応した、新たな旅行商品の企画・造成に要する経費
(4)	安全・安心運航事業	航空機の離着陸に必要な基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロン）の点検及び維持・修繕に要する経費

※ 1 (1)～(3)の事業は、原則として県内向けに行うものに限る。

※ 2 (1)～(3)の事業に係る補助対象経費の合計額が、補助対象経費の総額の 2 分の 1 を超えなければならないものとする。

別表3（第4条関係）（補助対象経費に含めることができないもの）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表1及び2の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税 ・ 国、地方公共団体等が実施する他の補助金（本補助金と同様に、感染症の影響により利用者が減少した県内公共交通の利用回復を緊急的に支援することを目的として、県内市町が交付する補助金のうち、本補助金との併用を想定したものを除く。）の交付を受ける事業に要する経費 ・ 直接人件費（社員自ら調査や商品の企画造成等を行った場合の人件費等） ・ 汎用性の高い備品等の購入経費（事務用のパソコン、テレビ、タブレット等） ・ 租税公課 ・ 物品やサービスなどの支払先や支払内容が確認できない（領収書、レシート等がない）経費 ・ 交付決定前に実施した事業の経費（ただし、令和3年4月1日以降に実施した事業について、領収書等で確認できた場合は、補助対象とする。） ・ 先進機器等設置後の維持・管理に係る経費 ・ その他公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費
--

別表4（補助対象経費の限度額及び補助率）（第5条関係）

事業者区分	補助対象経費の限度額	補助率
鉄道事業者	10,000 千円	10/10
バス事業者	事業者が使用する事業用車両（定員11人以上の車両）数に50千円を乗じて得た額	
タクシー事業者	事業者が使用する事業用車両（定員11人未満の車両）数に25千円を乗じて得た額	
空港運営会社	10,000 千円	

- ※ 車両は、補助対象事業者が使用者として確認できるものに限る。
- ※ 第3条第1号イ及びウの事業の用に供していない車両は補助対象としない。
- ※ 使用の本拠の位置が県外の車両は補助対象としない。

香川県知事

殿

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

平日の日中に連絡可能な電話番号
_____ () _____

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付申請書

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 _____ 円(補助申請額計算書(別紙1)※の欄の額)

2 事業の内容 別紙のとおり

3 添付書類

(1) バス事業者及びタクシー事業者の場合、次のいずれかの書類

①自動車検査証の写し(有効期間が満了していない車両)

②運輸支局に提出した休車リストの写し(有効期間が満了している車両で、新型コロナウイルス感染症により休車の特例措置を受けたもの)

③運輸支局発行の認可台数の証明書の写し(有効期間が満了している車両で、②の休車リストを提出していないもの)

(2) 第3条第1号の事業を営んでいることを証明する書類

(3) 暴力団排除に関する誓約書

(4) 事業計画書(別紙2)

(5) 収支予算書(別紙3)

(6) その他知事が必要と認める書類

様式第1号（第6条関係）別紙1

補助申請額計算書

1 補助対象経費の限度額

事業者区分	該当	補助対象経費の限度額の計算	左の計算結果
鉄道事業者		1事業者当たり 10,000 千円	円
バス事業者		車両1台当たり 50 千円 × _____ 台	円
タクシー事業者		車両1台当たり 25 千円 × _____ 台	円
空港運営会社		1事業者当たり 10,000 千円	円
合計額			① 円

2 補助対象経費の総額

②

_____ 円

(注) 消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

別紙2 事業計画書の「2 事業費」の表の「左のうち補助対象経費（金額（税抜）」欄の合計額と一致させること。

3 補助申請額の算定

①と②のいずれか低い額 _____ 円 (※)

※の額を交付申請書(様式第1号)の補助申請額の欄に記載してください。
(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。)

様式第1号（第6条関係）別紙2

事業計画書

1 補助対象事業

事業名	
事業実施予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
実施場所	
事業の内容	<p>※該当する事業の区分にチェック</p> <p><input type="checkbox"/> (1)利用促進事業</p> <p><input type="checkbox"/> (2)広報宣伝事業</p> <p><input type="checkbox"/> (3)旅行商品企画・造成事業</p>

2 事業費

(単位：円)

積算内訳	金額（税抜）	左のうち補助対象経費	
		金額（税抜）	備考
合計			

※事業ごとに別葉とすること。

様式第1号（第6条関係）別紙2

事業計画書

1 補助対象事業

事業名	
事業実施予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
実施場所	
事業の内容	<p>※該当する事業の区分にチェック</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 利用促進事業</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 広報宣伝事業</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 旅行商品企画・造成事業</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 安全・安心運航事業</p>

2 事業費

(単位：円)

積算内訳	金額（税抜）	左のうち補助対象経費	
		金額（税抜）	備考
合計			

※事業ごとに別葉とすること。

様式第1号（第6条関係）別紙3

収支予算書

1 収入の部

区分	予算額	摘要
県補助金申請額	円	
自己資金		
その他		
計		

2 支出の部

事業名	予算額	摘要
	円	
計		

様式第2号（第7条関係）

交通第 号
年 月 日

殿

香川県知事

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金については、令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり交付することを決定したので通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円

香川県知事 殿

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

平日の日中に連絡可能な電話番号
_____ () _____

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定がありました上記補助対象事業の内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱第10条に基づき申請します。

記

1 変更（中止・廃止）を必要とする理由

2 変更（中止・廃止）の内容

3 補助金の額

変更（中止・廃止）承認申請額 金 _____ 円

既交付決定額 金 _____ 円

増減額 金 _____ 円

4 添付書類

事業変更に係る補助申請額計算書、事業計画書、収支予算書その他事業変更の内容を説明する資料を添付すること

殿

香川県知事

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金変更（中止・廃止）交付決定通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった上記補助対象事業の内容について次のとおり交付決定したので、令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱第11条に基づき通知します。

記

補助金の額

変更（中止・廃止）交付決定額	金 _____ 円
既交付決定額	金 _____ 円
増 減 額	金 _____ 円

年 月 日

香川県知事 殿

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

平日の日中に連絡可能な電話番号
_____ () _____

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金事故報告書

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

香川県知事 殿

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

平日の日中に連絡可能な電話番号
_____ () _____

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金状況報告書

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助対象経費の支出概要

事業名	計画額 (円) A	実績額 (円) B	進捗率 (%) B/A	備考

香川県知事 殿

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

平日の日中に連絡可能な電話番号
_____ () _____

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の（変更）交付決定通知のありました上記補助対象事業の実績について、令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱第16条に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助申請額 金 _____ 円(補助申請額計算書（別紙1）※の欄の額)

(添付書類)

- (1) 補助対象経費の支払い領収書類の写し
- (2) 補助対象事業の成果が分かる写真、チラシ等
- (3) 事業報告書（別紙2）
- (4) 収支決算書（別紙3）
- (5) その他知事が必要と認める書類

補助申請額計算書

1 交付決定額

①

_____ 円

2 補助対象経費の総額

②

_____ 円

(注) 消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

別紙2 事業報告書の「2 事業費」の表の「左のうち補助対象経費（金額（税抜）」欄の合計額と一致させること。

3 補助申請額の算定

①と②のいずれか低い額 _____ 円 (※)

※の額を実績報告書(様式第7号)の補助申請額の欄に記載してください。
(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。)

様式第7号（第16条関係）別紙2

事業報告書

1 補助対象事業

事業名	
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
実施場所	
事業実施の内容	※該当する事業の区分にチェック <input type="checkbox"/> (1)利用促進事業 <input type="checkbox"/> (2)広報宣伝事業 <input type="checkbox"/> (3)旅行商品企画・造成事業

2 事業費

(単位：円)

積算内訳	金額（税抜）	左のうち補助対象経費	
		金額（税抜）	備考
合計			

※事業ごとに別葉とすること。

様式第7号（第16条関係）別紙2

事業報告書

1 補助対象事業

事業名	
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
実施場所	
事業実施の内容	※該当する事業の区分にチェック <input type="checkbox"/> (1)利用促進事業 <input type="checkbox"/> (2)広報宣伝事業 <input type="checkbox"/> (3)旅行商品企画・造成事業 <input type="checkbox"/> (4)安全・安心運航事業

2 事業費

(単位：円)

積算内訳	金額（税抜）	左のうち補助対象経費	
		金額（税抜）	備考
合計			

※事業ごとに別葉とすること。

様式第7号（第16条関係）別紙3

収支決算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

事業名	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

殿

香川県知事

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金については、令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱第17条に基づき、次のとおり確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 _____ 円

香川県知事

殿

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

平日の日中に連絡可能な電話番号
_____ () _____

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 _____ 号により令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金の交付決定を受けた補助事業について、令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱第20条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1	概算払請求額	金 _____	円
2	請求額算出内訳		
	交付決定額	金 _____	円
	概算払受領額	金 _____	円
	今回請求額	金 _____	円
	残 額	金 _____	円

3 概算払を必要とする理由

(添付書類)

- ・補助対象経費の支払計画がわかる書類
- ・補助対象経費の支払実績がわかる書類（2回目以降の概算払のみ）

香川県知事

殿

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

平日の日中に連絡可能な電話番号
_____ () _____

財産処分承認申請書

令和 3 年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、令和 3 年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱第 22 条に基づき申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
 - (1) 備品等の名称
 - (2) 数量
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 処分しようとする財産の取得に要した費用に関する明細
- 5 その他必要な事項

香川県知事 殿

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

平日の日中に連絡可能な電話番号
_____ () _____

令和 3 年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金産業財産権等取得等届出書

年 月 日付け第 _____ 号で交付決定を受けた標記補助事業に関し、令和 3 年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱第 24 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業計画の名称
- 2 交付決定日
- 3 開発項目
- 4 出願国
- 5 出願に係る工業所有権の種類
- 6 出願日
- 7 出願番号
- 8 出願人
- 9 代理人
- 10 優先権主張

暴力団排除に関する誓約書

令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

また、香川県が暴力団排除に必要な場合には、香川県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- 4 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

(請求書)

年 月 日

香川県知事 殿

請求者

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

請 求 書

下記の金額を請求いたします。

金 _____ 円

ただし、令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金として

請求金額の振込先

(フリガナ) 口座名義人氏名							
(金融機関名)				(本支店、出張所等名)			
銀行	金庫	組合	農業協同組合	本店	支店	出張所	
預金種目	当座	<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	
口座番号							

責任者氏名 _____

担当者氏名 _____

連絡先 _____

※請求者の押印（個人印又は法人代表者印）がある場合は、
責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載は不要です。

